

# 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人エマージェンシー・メディカル・レスポnder財団（以下「当財団」という。）定款第11条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）、運搬輸送費、消耗品及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 当財団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表第1)常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 当法人の非常勤理事には、各年度の報酬等の総額が100万円を超えない範囲において、報酬として支給することができる。
- 4 当法人の評議員には、定款第11条に定める総額の範囲において、評議員会に出席した場合、1人1回につき2万円を超えない金額を報酬として支給することができる。
- 5 この法人の非常勤監事には、各年度の報酬等の総額が50万円を超えない範囲において報酬として支給することができる。また、決算監査を実施した場合等は、1人15万円を超えない金額を報酬として支給することができる。
- 6 職員兼務役員の月額報酬は、職員の賃金規程に基づき職員給与として支給し、役員報

酬としては第3条に基づき役員報酬を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 当財団の常勤役員の定例報酬月額、(別表第1)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会の承認にて、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

(講師及び原稿執筆謝金)

第6条 当財団より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合、監事及び理事に対して、謝金等俸給表(別表第2)に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給できる。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間中(別表)の常勤役員俸給表に基づき、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を累計し、その平均月額金額に対し、在職期間の年数を乗じて得た金額を上限として、代表理事が理事会の承認を得て決定する。

3 退職金の額は、退職又は解雇の時の基本給の額に、勤続年数に応じて定めた下表の支給率を乗じた金額を上限とする。

勤続年数 支給率

5年～10年	3.0
10年～15年	5.0
15年～20年	7.0
20年～25年	10.0
25年～30年	15.0
30年～40年	20.0
40年～	25.0

(費用)

第8条 当財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(臨時的緊急措置)

第9条 当該役員が役員としての責任を取ることが妥当とする状況があった場合は、理事会の決議によって、役員報酬の減額または支給停止の措置をとることができる。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年3月1日より適用する

(別表第1) 常勤役員俸給表 (単位:円)

号俸	月額
1	25,000
2	50,000
3	75,000
4	100,000
5	125,000
6	150,000
7	175,000
8	200,000
9	225,000
10	250,000
11	275,000
12	300,000
13	350,000
14	400,000
15	450,000
16	500,000
17	550,000
18	600,000
19	650,000
20	700,000
21	750,000
22	800,000

<別表第 2>謝金等俸給表（単位：円）

下記を上限とし講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき支給する

講師

30 分	4,000
1 時間	8,000

執筆

400 字以下	10,000
401～2,000 字	20,000
2001～4000 字	40,000
4001 字以上	60,000

<別表第3>理事会及び評議員会議出席謝金（単位：円）表

1日の中で4時間を超える場合は1日として取扱う。

評議員会（評議員）

半日	12,000
----	--------

評議員会（評議員及び役員を除く役員）

半日	6,000
----	-------

評議員会（監事）

半日	12,000
----	--------

理事会（監事を除く役員）

半日	6,000
1日	12,000

理事会（監事）

半日	12,000
1日	24,000